**平成２５年４月作成**

j0185604

介護保険住宅改修費

支給申請の手引き

**介護保険の住宅改修費支給申請をするには**

添付書類

①工事費内訳書・領収書

　　→施工業者が作成します。

②住宅改修が必要な理由書

　→主に担当ケアマネージャーが作成します。

③改修前後の写真

→撮影日、改修内容の確認できるもの。特に改修前の写真を忘れずに撮ってください。

④住宅の所有者の承諾書

→所有者であれば必要ありません。

１　要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

◎着工日が初回の要介護･要支援申請日より以前の場合該当なりません。

２　工事着工前の事前申請が必要です。

◎事前に工事内訳書（見積書）等を提出いただき、改修内容を確認いたします。

３　申請書に添付書類を添えて申請します。

◎南陽市では、担当のケアマネージャーを通じて申請いただいています。

**介護保険の住宅改修費支給対象工事は**

　　　（１）手すりの取付け

　　　（２）段差の解消

　　　（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更

　　　（４）引き戸等への扉の取替え

　　　（５）洋式便器等への便器の取替え

　　　（６）その他上記に付帯して必要となる住宅改修



**介護保険を使って行なう住宅改修**

**｢できない｣ことを｢できる｣に変える大切なサービスです！！**

**南　陽　市　福　祉　課**

―　**住宅改修費支給申請から支払いまでの流れ**　―

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅改修の相談を受けた場合、要介護者等の状況及び改修の箇所、規模、工期、見積書等から当該改修が住宅改修費の支給対象となるかを確認する。 | |
| 住宅改修の工事種別 | 確認事項 |
| （１）手すりの取付け  （２）段差の解消  （３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床  又は通路面の材料の変更  （４）引き戸等への扉の取替え  （５）洋式便器等への便器の取替え | ①　工事着工日に要介護・要支援認定を受けている（もしくは認定申請をしている）  ②　在宅で生活している（予定も含む）  ③　住宅改修の必要性がケアプランに位置付けられている  ④　着工前の状況を確認している |

**対象　　　　　　　　　　　　　　　対象外**

上記(1)～(5)に該当するとき**（該当するか判断がつかない場合は、事前に福祉課に確認する）**

対象外の改修のとき

・上記以外の改修

・新築（全面的な改築含む）等

申請者側の事前準備

・施工業者から、見積書・図面をもらう。

・施工前の改修箇所の写真を撮る（申請書用）。

相談者に、該当ならない旨を支給基準等により説明する。

住宅改修費支給申請書に必要書類を添付し、福祉課に申請する。

福祉課で内容を確認して工事を許可する。業者が工事を実施する。

1. 住宅改修費支給申請書
2. 添付書類
   1. 住宅改修が必要な理由書（ケアマネが作成）
   2. 改修前の写真（段差解消工事の場合、段差が分かるように）
   3. 工事見積書、内訳書、図面
   4. 承諾書（住宅の所有者が被保険者と別の場合のみ添付）

工事完了後、完了報告書に必要書類を添付し福祉課に提出する。

(1) 住宅改修完了報告書

(2) 添付書類

　　① 工事費用の領収書

② 改修後の写真（改修前と比較するため、同じ構図で撮影する）

③ 工事見積書、内訳書（申請時と同額、同内容の場合は不要）

完了検査

　① 10万円未満の工事：完了報告書提出時に点検し、完了とする。

　② 10万円以上の工事：１週間以内に現地で完了検査を実施する。そ

の際、家族と担当ケアマネの立会が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査 | 決定通知 | 支払（口座振込） |
| 当月25日まで | 翌月上旬 | 翌月15日 |

**注：審査について**

　審査を行って支給を決定するのは、遅くとも毎月25日までに完了し

ます（休日などにより、早くなることもあります）。当月審査（翌月振込）に確実に間に合わせるためには、15日までに完了報告を提出頂く必要があります。16日以降の提出の場合、翌月審査（翌々月振込）になる場合がありますので、ご注意下さい。

**介護保険の住宅改修費支給は「償還給付」と呼ばれ、被保険者**

**（申請者）が一旦支払ったものに対して支給する仕組みとなり**

**ます。支給金額は住宅改修に係る費用の９割を介護保険給付と**

**し、工事限度額は特別な場合を除き、一生涯で２０万円までと**

**されます。**

**２０万円を超過した分は自己負担となります。**

**◇住宅改修の施工前に確認してください**

１　住宅改修の種類

（１）手すりの取付け

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 取り外し可能な手すり | 用途や設置場所によらず全て | 福祉用具貸与 |
| 2 | 屋外（玄関ポーチ、スロープ等）の手すり | 本人が、屋外で移動できる状態である | ○ |
| 3 | 階段の手すり | 本人が、階段を使用できる状態である | ○ |
| 4 | 浴室手すり | 浴室入り口等の手すり | ○ |
| 専用の浴槽手すり | 福祉用具購入 |
| 5 | 既製品を購入し、家族が取付けた場合 | 材料の購入費のみ対象 | ○ |
| 6 | 既存手すりの老朽化による撤去及び設置 | 単に老朽化した場合 | × |
| 7 | 新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける |  | ○ |
| 8 | 廊下の拡幅にあわせて手すりを取付ける |  | ○ |

（２）段差の解消

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 浴室床のかさ上げ | 脱衣所と浴室床の段差解消につながる | ○ |
| 2 | 浴槽の改修、取替え |  | × |
| 3 | 水栓の蛇口の位置変更（洗面器入らなくなった） | 段差解消のための浴室床かさ上げを行なったが、左の事例が生じた場合 | ○ |
| 4 | 浴槽かさ上げ（浴槽の出入りが困難かつ危険） | ○ |
| 5 | 浴槽改修、取替え（技術的に浴槽かさ上げ困難） | ○ |
| 6 | 浴室用にすのこを制作し設置 | 家族等が製作した場合（購入費のみ対象） | 福祉用具購入 |
| 業者が製作した場合（購入費＋工賃が対象） | 福祉用具購入 |
| 7 | ユニットバスによる段差解消・床材変更 | 全体の工事費から、該当部分を按分した費用が対象 | ○ |
| 8 | 床面かさ上げによる、部屋と廊下の段差解消 | 部屋同士や部屋とベランダの段差も同様 | ○ |
| 9 | 玄関から道路までの通路の段差解消 | スロープ設置工事 | ○ |
| 通路の段差や傾斜を緩やかにする工事 | ○ |
| 10 | スロープ設置（スロープを固定しない場合） |  | 福祉用具貸与 |
| 11 | スロープから道路までの通路の設置 |  | ○ |
| 12 | スロープ設置の付帯工事 | 床の解体費 | ○ |
| 13 | スロープ設置の付帯工事 | 転落・脱輪の防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 | ○ |
| 14 | 上がりに式台設置 | 固定する場合 | ○ |
| 固定しない場合 | 福祉用具貸与 |
| 15 | 上がり框を２段にする |  | ○ |
| 16 | 段差解消機、ホーム用エレベーターの設置 | 昇降機等も同様 | × |
| 17 | 昇降機のための犬走り撤去 |  | × |
| 18 | 移動用リフト |  | 福祉用具貸与 |
| 19 | 土間等を居室に改築する際の床工事費用 | 身体状況により、居室変更が必要 | 個別判断 |
| 20 | 浴室の改修工事（段差解消と関係ない工事） |  | × |

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 居室を畳敷から板製、ビニル系床材に変更 |  | ○ |
| 2 | 浴室床材を滑りにくいものに変更 |  | ○ |
| 3 | 滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷く | 床面への接着はしない | × |
| 4 | 通路面を滑りにくい舗装材に変更 |  | ○ |
| 5 | 車いす通行で痛んだ廊下の床材変更 | 老朽化、磨耗・消耗を理由 | × |
| 6 | 屋外通路面の材料の変更（ｺﾝｸﾘｰﾄ,ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装など） | 路盤の整備も可 | ○ |
| 7 | 舗装材への加工 | 溝をつけるなど | ○ |
| 8 | 移動の円滑化のための加工 | 土舗装の転圧など | ○ |
| 9 | 床材の表面加工・接着 | 階段にカーペットを貼り付けなど | ○ |
| 10 | 床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材 | ｢バイオクッション｣等 | × |

（４）引き戸等への扉の取替え

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 開き戸を引き戸、折戸、ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝに取替え |  | ○ |
| 2 | ドアノブの変更、戸車の設置、レールの交換 |  | ○ |
| 3 | 自動ドアに取替え | 動力部分 | × |
| 4 | 門扉の引き戸への取換え |  | ○ |
| 5 | ドアノブを変更するために、扉ごと取替え | 身体的事由（筋力低下など）による | ○ |
| 単に古くなった | × |
| 6 | 既存の引き戸が重く容易でないため取替え | 身体的事由（筋力低下など）による | ○ |
| 単に古くなった | × |
| 7 | 右開きの戸を左開きに変更 | 身体的事由（筋力低下など）による | ○ |
| 8 | 更新によって不要になった扉の撤去費用及び処分費用 |  | ○ |
| 9 | 浴室の扉の取替え（扉の幅を広げる、位置をずらす） | 身体状況に基づいた理由による | ○ |
| 10 | 扉の取り外し（更新を伴わない） | 車いす移動など、外すことが必要な場合 | ○ |

（５）洋式便器等への便器の取替え

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 和式便器を洋式便器に取替え |  | ○ |
| 2 | 暖房便座、洗浄機能（ウォシュレット）付便座 | 和式→洋式 | ○ |
| 洋式→洋式 | × |
| 3 | 手洗器、収納棚取付け |  | × |
| 4 | タオル掛け取付け |  | × |
| 6 | 洋式便器のかさ上げ工事 | 膝が十分曲がらないなど、通常の高さでの使用が困難な場合 | ○ |
| 7 | 便器の高さが高い洋式便器に取替え | 同上 | ○ |
| 8 | 補高便座で座面を高くする |  | 福祉用具購入 |
| 9 | 取替えにより不要になった便器の撤去費用  及び処分費用 | 工事に伴って小便器撤去が必要な場合は、小便器も含む。 | ○ |
| 10 | 居室近くに洋式トイレを新設、移設 | 既存のトイレをそのまま家族が使用 | × |
| 既存のトイレを取り壊す | ○ |
| 11 | 洋式トイレの向きを変える | 車いす使用などで、従来の向きでは出入りが困難な場合 | ○ |
| 12 | 和式便器の上に置いて腰掛式に変換 | 腰掛便座 | 福祉用具購入 |
| 13 | トイレ内部仕切り壁の撤去費用 | 本人と介護者の負担軽減のため、仕切り撤去が必要 | 個別判断 |

（６）住宅改修に付帯して必要となる各種工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 改修例 | 付帯事項、条件等 | 可否 |
| 1 | 手すりの取付けのための壁の下地補強 |  | ○ |
| 2 | 浴室の床の段差解消（浴槽の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 |  | ○ |
| 3 | 床材の変更のための路盤の整備 |  | ○ |
| 4 | 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 |  | ○ |
| 5 | 便器の取替えに伴う給排水工事 | 便器の位置変更等による工事 | ○ |
| 水洗化又は簡易水洗化に係る工事 | × |
| 6 | 便器の取替えに伴う床材の変更 |  | ○ |
| 7 | スロープ等の設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 |  | ○ |

注：可否欄の記号の意味

　　　○：基本的に該当する（身体状況などの条件があれば、それを満たす必要がある）。

　　　×：該当しない。該当しない部分の工事費用は給付対象外となる。

　　　福祉用具購入：福祉用具購入に該当する（別途福祉用具購入の申請が必要）。

　　　福祉用具貸与：福祉用具貸与に該当する。

　　　個別判断：大規模な改修工事が必要な内容だが、より簡易な改修で対応できる場合もある

ため、本人の身体状況・介護状況・住居の構造・移動経路なども考慮して、改修

内容が妥当か判断する。

　　　その他、特殊なケースについては、担当者までご確認下さい。

２　限度額管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 事　　　例 | 可否 |
| 1 | 10万円の住宅改修を支給済の家屋に、10万円の住宅改修する場合（住宅改修の合計が20万円に達するまで、何回でも申請可能） | ○ |
| 2 | 10万円の住宅改修を支給済の旧家屋を現地で建替え、新家屋として住みはじめ、その後20万円の住宅改修をする場合→立替えの場合は実績が残るため、10万円分だけが対象となる | × |
| 3 | 同一敷地内で10万円支給済の家屋と別に高齢者世帯のみの家屋を新築。その後支給限度額20万円までの住宅改修をする場合→同一敷地内の場合も実績が残り、10万円分だけが対象となる | × |
| 4 | 一つの住宅に複数の要介護者がいる場合、トイレの住宅改修において、妻は便器の取替え、夫は床段差の解消と手すりの取付け（重複しない） | ○ |
| 5 | 初めての住宅改修着工日の要介護状態区分より３段階上がった場合には再度20万円まで利用可能（１回限り） | ○ |
| 6 | 転居した場合は転居前に住宅改修費支給済であってもリセットし、20万円まで利用可能 | ○ |

３　申請書及び添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 事　　　　例 | 可否 |
| 1 | 申請書の｢住宅改修に要した費用（改修費用）｣は支給対象となる住宅改修の費用を記載 | ○ |
| 2 | 上記の場合、支給対象費用が20万円を超えるときは20万円と記載 | ○ |
| 3 | 領収書が写しの場合（原本提示あり） | ○ |
| 4 | 領収書が写しの場合（原本提示なし） | × |
| 5 | 領収書は支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載してもかまわない。但し工事内訳書において算出方法を明示する | ○ |
| 6 | 住宅改修の理由書は要介護者の心身の状況、日常生活の動線、住宅の状況、福祉用具の導入等を総合的に勘案し必要な工事種別とその選定理由を記載する | ○ |
| 7 | 住宅改修の理由書を本人若しくはその家族、又は施工業者が作成する | × |
| 8 | 改修前後の写真、日付機能がない場合黒板に日付等を記入して写真を撮る | ○ |
| 9 | 改修前後の写真がない場合。ケアマネージャーの確認書がある | ○ |
| 10 | 改修前後の写真がない場合。ケアマネージャーの確認書がない | × |
| 11 | 工事内容の変更により、見積書と領収書の金額が異なっている。領収書と同額の内訳書あり | ○ |
| 12 | 工事内容の変更により、見積書と領収書の金額が異なっている。領収書と同額の内訳書なし | × |
| 13 | 工事内容に変更ないが、見積書123,456円→領収書123,400円（端数金額サービス） | ○ |

４　その他の事例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 事　　　　例 | 可否 |
| 1 | 住宅を新築した際の工事費用 | × |
| 2 | 増築の場合新たに居室を設ける | × |
| 3 | 賃貸アパートの共用部分。洗面所やトイレが共同など特別な事情が有る場合 | ○ |
| 4 | 賃貸アパートの場合、退去時の現状回復費用 | × |
| 5 | 分譲マンションの共用部分の住宅改修。管理規程や他の区分所有者の同意が有る場合 | ○ |
| 6 | 一時的に身を寄せている住宅。住民票を移している場合 | ○ |
| 7 | 一時的に身を寄せている住宅。住民票を移していない場合 | × |
| 8 | 入院中の住宅改修　（外泊時に利用する場合も含む） | × |
| 9 | 上記の場合で退院後の住宅について予め改修しておく。申請は退院後 | ○ |
| 10 | 特養施設の場合で退所後の住宅について予め改修しておく。申請は退所後 | ○ |
| 11 | ケアハウスの住宅改修。居宅部分につき高齢者の身体状況による | ○ |
| 12 | 有料老人ホームの住宅改修。居宅部分につき高齢者の身体状況による | ○ |
| 13 | 完了前に要介護者が死亡した場合。工事完了部分について | ○ |
| 14 | 要介護者が工事着工後に入院した場合。入院するまでに工事が完成した部分について | ○ |
| 15 | 月に数回施設から帰宅する場合。 | × |
| 16 | 転入前の住宅改修。転入先の市町村に事前確認必要。転入後申請 | ○ |
| 17 | 住宅改修の前提として行なわれた設計及び積算の費用は住宅改修費に含む | ○ |

５　再度申請可能な事例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 事　　　　例 | 可否 |
| 1 | 初めて住宅改修費が支給された住宅改修費の着工日の要介護等状態区分を基準として３段階以上上がった場合に、再度、２０万円まで支給可能 | ○ |
| 2 | 上記の場合、支給可能残額（例えば８万円）があってもリセットされ、支給限度額は２０万円となる | ○ |
| 3 | 上記の事例は被保険者１人に対し１回しか適用されない | ○ |
| 4 | 転居した場合は、転居後の住宅について２０万円まで支給可能 | ○ |
| 5 | 転居後に住宅改修費が支給され、その後３段階以上上がった場合は、転居後の住宅のみに着目して適用 | ○ |
| 6 | 転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前の住宅に関する支給状況が復活 | ○ |

様式

住宅改修費支給申請に係る確認書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | | 被保険者番号 | ０ | ０ | ０ | ０ |  |  |  |  |  |  |
| 改修前写真を添付できない理由 | |  | | | | | | | | | | | |

　　年　　月　　日申請の　　　　　　　　　　宅の住宅改修について、標記理由により、改修前写真がありませんが、写真に代わるものとして、下記の事項を確認しております。

記

１　ケアプランに当該住宅改修の必要性が位置付けられている。

２　住宅改修の着工日以前に要介護認定（要介護申請）がなされている。

３　改修前の住宅を確認している。

※添付書類：ケアプランの写し（該当部分）

　　年　　月　　日

事業所名

担当ケアマネージャー